

宜野湾市有料広告企業提案制度

募集要領

宜野湾市では、市の財産を広告媒体としてより一層活用していくため、民間企業等から新たな広告媒体に係る提案を募集します。

1 募集する提案

提案者自らが実施主体となって広告を掲載する提案を募集します。

本市において未実施の広告事業及び現在の広告事業に新たな提案を加えるものを対象とします。

※ ネーミングライツ事業は除く。

2 提案できる企業等

宜野湾市有料広告企業提案制度実施要綱（以下、「企業提案実施要綱」という。）第4条各項の条件をすべて満たし、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO法人等の法人又は任意団体等が提案することができます。（個人は除く）

3 提案金額及び期間

提案金額 提案者からの提案額とします。

※ 但し、提案された年間広告料が著しく安価な場合は、提案をお断りする場合があります。

期 間 原則5年以内として、提案してください。

4 提案の対象施設等

基本的には市のすべての資産（施設・物品等）を対象とします。

※ 内容によっては、提案後の審査において、広告事業に馴染まない等、市が判断する場合もあります。

5 提案の受付

（1）提出書類

次の書類を提出してください。なお、提出書類はA4又はA3サイズで作成してください。

- ① 企画提案書（別紙様式） 1部
- ② 提案事業の内容が分かる参考資料（任意） 10部

(2) 募集期間

随時受け付けます。

(3) 提出方法、提出先

持参又は郵送のいずれかの方法で、宜野湾市役所 総務部 行政改革推進室へご提出ください。

※ 持参の場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日・祝日除く。）

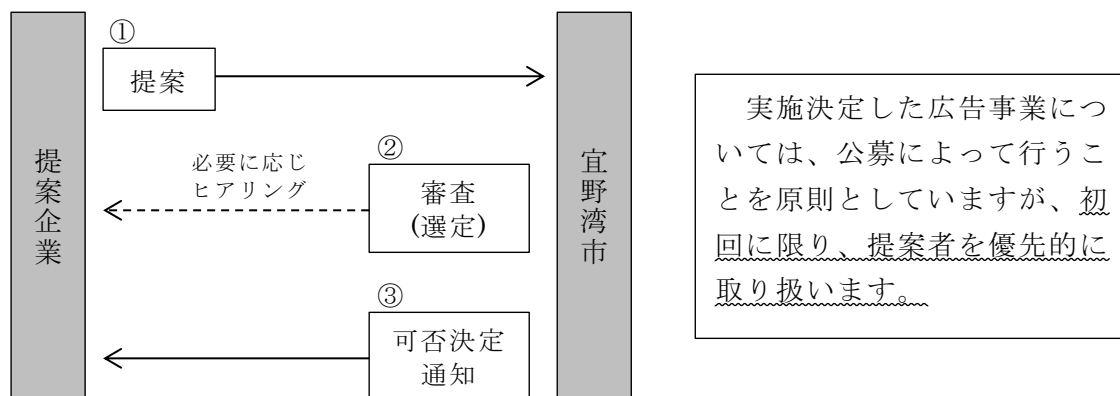
(4) 注意事項

- ・ご提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ・必要に応じてヒアリング又は追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・提案の成立又は不成立に関わらず、提案及び調整に係る一切のコスト（人件費・交通費等の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

6 審査選定の流れ

広告事業の審査（選定）は、次のとおり進めます。

なお、可否決定前に同様な提案があった場合は、広告審査会により選定します。



7 検討結果の通知・公表

(1) 結果の通知

提案に対する審査結果は、提案者に郵送で通知します。

(2) 結果の公表

審査により選定された提案については、市ホームページにて公表します。

8 事業の実施

提案をいただいた広告事業を実施する場合には、所管部署において必要な調整等を行います。

9 その他

広告事業の契約（提案）期間内であっても、施設の統廃合や用途の変更等となった場合は、広告事業の契約を取り消すことがあります。この場合、当該取消によって生じた損害について、本市はその賠償の責めを負わないものとし、当該取消を受けた施設については速やかに現状に復していただきます。